

平成23年6月13日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号  
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

## 株式会社アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

### 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新小川町4番1号  
アプラス東京ビル 地下会議室  
(本株主総会の開催会場は昨年の定時株主総会会場とは異なりますので、巻末の会場案内をご参照下さい。)
3. 株主総会の目的事項
  - 報告事項1 第56期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第56期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件                |
| 第4号議案 | 監査役4名選任の件                |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

### 4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.aplusfinancial.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
  - ◎ 決議の結果については、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

## 事業報告

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の回復や企業収益の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に、景気回復に向けた兆しが見えつつありました。しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、その影響が次第に明らかになるにつれ、景気の先行きに対する懸念が広がっております。

当業界におきましては、国内クレジットカード市場の拡大や決済手段の多様化などによりビジネス機会は着実に拡大しておりますが、貸金業法の最終施行による総量規制の影響や過払利息返還請求の高止まり、割賦販売法の改正による事業環境の変化など、対処すべき課題は多く、経営環境は引き続き厳しいものとなりました。

当社グループにおきましては、変化の速い業務環境において経営戦略を機動的に実施する体制を整えるため、平成22年4月1日、事業持株会社体制への移行を完了いたしました。また、今後の目指すべき方向を明確にするため、中期経営計画を策定・公表し、「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」ことをビジョンに掲げ、「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の確立」と「他を凌駕するローコストオペレーション体制の確立」に取り組んでまいりました。

お客さまに選ばれ提携先に支持される取り組みとして、環境・省エネ対策として注目の高い太陽光発電システムやエコキュートなどの住宅関連分野の推進、住宅を取得されるお客さまに対して、住宅ローンが実行されるまでの一時的な資金需要にお応えする「アプラスブリッジローン」の拡大、インターネットショッピングサイト「アプラスポイントプラスモール」の開設、年会費を抑え年齢・性別を問わず幅広いお客さまに質の高いサービスを提供する「アプラスゴールドカード」の発行開始など、幅広い分野にわたりサービスの拡充に努め、積極的に営業活動を展開してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、クレジットカードのショッピング取扱高が堅調に推移したものの、キャッシング・ローン債権の質の向上を図りながらボリュームをコントロールした結果、ローン事業の営業収益が大幅に減少したことから、営業収益は710億51百万円（前連結

会計年度比16.5%減)となりました。営業費用は、過払利息返還請求が横ばいに止まっていることを受けて、利息返還損失引当金を保守的に追加で32億96百万円計上いたしました。ローコストオペレーション体制の構築に努め、オペレーションの効率化や徹底したコスト管理による経費削減、ポートフォリオの是正に伴うクレジットコストの減少により、635億1百万円(前連結会計年度比27.9%減)となりました。この結果、営業利益は75億49百万円(前連結会計年度は営業損失29億57百万円)、経常利益は73億11百万円(前連結会計年度は経常損失29億6百万円)となりました。

当期純利益は、東日本大震災の影響による貸倒引当金繰入額を特別損失として計上すること、また、繰延税金資産を保守的に見積もったことによる取り崩しにより、32億24百万円(前連結会計年度は当期純損失77億2百万円)となりました。

東日本大震災の影響により、東北・関東地区の一部の支店において一時的に店舗を休業しておりましたが、店舗等への直接的な被害が軽微なものにとどまったため、現在は業務を再開しております。

なお、普通株式及び優先株式の期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化に努めることから無配とさせていただきます。深くお詫び申し上げます。

(東日本大震災への当社グループの対応)

被災されたお客さまからのお問い合わせ・ご相談に応じるための専用窓口(アプラス東日本大震災相談ダイヤル:0120-010-987)を設置し、お支払いに関するご相談やカード再発行のご依頼に応じております。また、被災された方々への支援や被災地の復興にお役立ていただくため、クレジットカードのポイントによる義援金受け付けを行っております。

## (2) 事業別の概況

### 【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、当社グループの得意分野であるオートローンに加え、太陽光発電システムやエコキュート、学費クレジットなど、お客さまニーズの高いマーケットにおいて積極的な営業活動を行ってまいりました。

### 【クレジットカード事業】

クレジットカード事業におきましては、市場規模が拡大する中、T S U T A Y A事業を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株

式会社との提携カードを中心に、ショッピング取扱高が大幅に増加しました。また、「アプラスポイントプラスモール」の開設や「アプラスゴールドカード」の発行開始などによるお客さまへのサービス拡充にも努めてまいりました。

#### 【ローン事業】

ローン事業におきましては、「アプラスブリッジローン」の取扱拡大に努めるとともに、ローン債権の質の向上によるポートフォリオ是正を図ってまいりました。

#### 【決済事業】

決済事業におきましては、新たなサービスとしてPay-easyやデジタルコンビニによる「即時決済、即時請求」サービスの提供を開始し、お客さまや提携先の利便性向上を図り、サービスの拡充に努めてまいりました。

#### 【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高(百万円)
ショッピングクレジット事業	316,592
クレジットカード事業	528,556
ローン事業	19,302
決済事業	1,253,691
その他子会社	90,822
合計	2,208,966

- (注) 1. 当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しているため、これに合わせ事業報告における記載もセグメント別に変更しております。
2. 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務、「クレジットカード事業」は包括信用購入あっせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

重要な事項はありません。

② 設備投資

重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社（旧商号：株式会社アプラス）は、平成22年4月1日付でショッピングクレジット・クレジットカード・決済等の事業を当社の完全子会社である株式会社アプラス（旧商号：株式会社アプラスクレジット）に、当社の一部の消費者金融事業を当社の完全子会社である株式会社アプラスパーソナルローンに、それぞれ承継させる吸収分割による会社分割を実施し、当社グループ全体の経営戦略、経営管理機能及び一部の事業を担う事業持株会社体制へ移行を完了し、同日付で商号を株式会社アプラスフィナンシャルに変更いたしました。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

重要な事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成20年3月期 第53期	平成21年3月期 第54期	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,282,212	2,364,624	2,254,493	2,208,472
営 業 収 益(百万円)	106,799	95,363	85,067	71,051
経 常 利 益(百万円)	2,429	1,707	△ 2,906	7,311
当 期 純 利 益(百万円)	6,124	1,530	△ 7,702	3,224
1株当たり当期純利益(円)	26.48	6.49	△ 27.61	2.35
純 資 産(百万円)	111,683	108,215	77,234	80,375
総 資 産(百万円)	1,433,384	1,373,752	1,209,803	1,140,676

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成20年3月期 第53期	平成21年3月期 第54期	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	2,191,311	2,265,789	2,159,768	—
営 業 収 益(百万円)	96,874	86,576	76,001	970
経 常 利 益(百万円)	3,021	2,334	△ 2,035	△ 786
当 期 純 利 益(百万円)	6,420	2,383	△ 7,014	△ 10,353
1株当たり当期純利益(円)	27.76	10.10	△ 25.14	△ 7.54
純 資 産(百万円)	113,347	110,674	80,387	69,935
総 資 産(百万円)	1,368,644	1,299,685	1,144,028	146,629

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 第55期の当期純損失の主な理由は、利息返還損失引当金の大幅な積み増し及び特別損失としてソフトウェア評価損を計上したことによるものであります。
3. 第56期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 第56期(当事業年度)につきましては、当社は平成22年4月1日に吸収分割による会社分割を行い事業持株会社となったことにより、前事業年度までに比べ財産及び損益の状況が変動しております。なお、当期純損失の主な理由は、子会社株式に係る繰延税金資産を取崩したことによるものであります。

## (5) 対処すべき課題

近年の当業界におきましては、改正貸金業法の完全施行や、特定商取引法・割賦販売法の改正等規制強化など、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループはこれら厳しい経営環境に対応しつつ、個人ローン収益に依存した従来型のビジネスモデルから完全に脱却することを対処すべき課題ととらえ、「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」という中期経営計画ビジョンの実現に向けて、戦略をより確実に遂行することを重点課題として取り組んでおります。また、想定以上のスピードで変化する現下の経営環境に鑑み、その変化に機動的に対応するため、事業持株会社体制により事業を展開しております。

以上を踏まえ、当社グループの方向性として中期経営計画を策定しております。

当社グループの中期経営計画につきましては、以下のとおりであります。

### 中期経営計画の目指すビジョン

「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」

### 中期経営計画の方向性

「融資収益の依存から脱却し、本業の収益性を高めた信販会社にしかできないビジネスモデルを確立」

### 中期経営計画の骨子

- ① 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の確立」
  - －ショッピングクレジット事業の発展的強化
  - －クレジットカード事業の採算性の改善
  - －フィービジネス収益基盤の確立
  - －新生銀行グループ一体化による収益増強策の推進
- ② 「他を凌駕するローコストオペレーション体制の確立」
  - －事業・業種に捉われないセンター体制の確立
  - －徹底したIT化とビジネスプロセスの最大限の自動化の実現
  - －抜本的な業務見直しによる効率化の推進



## (6) 企業集団の主要な事業セグメント

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引
- ② クレジットカード事業 クレジットカードによるあっせん取引・カードキャッシング
- ③ ロ ー ン 事 業 個人ローン
- ④ 決 済 事 業 オートネットサービス（集金代行業務）

## (7) 企業集団の主要拠点等＜平成23年3月31日現在＞

### ① 当社の主要な営業所

本 店	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部	東京都新宿区新小川町4番1号

### ② 重要な子会社

株 式 会 社 ア プ ラ ス	大阪市中央区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全 日 信 販 株 式 会 社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

## (8) 企業集団の使用人の状況＜平成23年3月31日現在＞

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,330 名	18 名減	41.0 歳	8.5 年

(注) 使用人数には、嘱託及び臨時雇人910名は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
6 名	1,057 名減	42.0 歳	17.5 年

- (注) 1. 使用人数には、嘱託及び臨時雇人1名は含んでおりません。  
2. 使用人数が減少した主原因は、会社分割により事業持株会社体制へ移行したことによるものであります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成23年3月31日現在>

### ① 親会社の状況

会 社 名	議決権比率〔所有割合及び被所有割合〕
新生フィナンシャル株式会社	所有 0.20 % ( 0.20 ) 被所有 91.50
株 式 会 社 新 生 銀 行	被所有 95.06 (91.50)

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
2. 平成22年12月20日付で、株式会社新生銀行が保有する当社の全普通株式を、同行子会社の新生フィナンシャル株式会社へ譲渡する契約が締結されたことにより、新生フィナンシャル株式会社が新たに当社の親会社となりました。
3. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の99.8%を保有する親会社であります。
4. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.55%)は、平成22年3月期優先配当金が無配のため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ア プ ラ ス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	97.33	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

- (注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め9社であります。

## (10) 企業集団の主な借入先の状況<平成23年3月31日現在>

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 新 生 銀 行	190,000 百万円
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,202
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	3,000

## 2. 会社の株式に関する事項<平成23年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 3,571,750,000株

(2) 発行可能種類株式総数

普通株式	3,493,000,000株
B種優先株式	10,000,000株
C種優先株式	15,000,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	13,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(3) 発行済株式の総数

普通株式	1,524,209,428株
(自己株式 1,724株を除く。)	
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	13,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

- (注) 1. 平成22年5月14日付の取締役会において、平成22年3月16日開催の臨時株主総会決議に基づき、自己株式(普通株式)を取得することを決議し、平成22年5月17日から平成22年6月23日の間、市場買付により500,000株を取得しております。
2. 平成22年6月25日付の取締役会において自己株式(普通株式)を消却することを決議し、市場買付により取得した500,000株及び単元未満株式の買取請求に応じ取得した65,933株を平成22年6月30日付で消却しております。
3. 平成22年8月2日付の取締役会において、平成22年3月16日開催の臨時株主総会決議に基づき、自己株式(普通株式)を取得することを決議し、平成22年8月3日から平成22年9月22日の間、市場買付により500,000株を取得しております。
4. 平成22年9月24日付の取締役会において自己株式(普通株式)を消却することを決議し、市場買付により取得した500,000株及び単元未満株式の買取請求に応じ取得した638株を平成22年9月30日付で消却しております。
5. 平成22年9月28日付でB種及びC種の各優先株主様より当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、これにより交付した普通株式数は306,122,448株、普通株式と引き換えに自己株式となった株式数は、第一回B種優先株式7,500,000株及び第一回C種優先株式15,000,000株であります。
6. 平成22年10月28日付の取締役会において自己株式(優先株式)を消却することを決議し、取得請求権の行使により取得した第一回B種優先株式7,500,000株及び第一回C種優先株式15,000,000株を平成22年10月29日付で消却しております。

(4) 株主数

普通株式	9,226名
B種優先株式	1名
D種優先株式	1名
G種優先株式	1名
H種優先株式	1名

## (5) 単元株式数

500株

## (6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,036 千株	91.49 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250 合計 56,250	3.55
大阪証券金融株式会社	普通株式 3,791	0.23
野村証券株式会社	普通株式 3,340	0.21
株式会社エクシブ	普通株式 1,670	0.10
株式会社エクシブネット	普通株式 1,492	0.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,456	0.09
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09
松井証券株式会社	普通株式 1,415	0.08
株式会社SBI証券	普通株式 1,130	0.07

(注) 持株比率は自己株式（普通株式1,724株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等<平成23年3月31日現在>

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
常 峰 仁	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 新生フィナンシャル株式会社取締役
籠 谷 修 司	代表取締役副社長	(人事部・企業戦略部・ 信用リスク管理部 管掌) グループ人事 グループ信用リスク管理 グループ事業	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
野 口 郷 司	取締役	(財務部・経営管理室 管掌) 財務部長 グループ財務	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役
佐 藤 正 樹	取締役	(コンプライアンス統括部・ 総務部 管掌) グループ管理	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役
サンジープ グプタ	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長
大 石 滋	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行執行役員コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役
竹 内 晃	常勤監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役
佐 藤 義 昭	監査役		株式会社アプラス常勤監査役
森 川 輝 夫	監査役		アルファ債権回収株式会社常勤監査役
宇都宮 加 城	監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行コンプライアンス統轄部次長

- (注) 1. 常勤監査役竹内晃氏、監査役森川輝夫氏及び宇都宮加城氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 当社は、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外監査役である森川輝夫氏を指定して同取引所へ届け出ております。
3. クラーク ダグラス グラニンジャー氏は、平成22年5月31日付で取締役を辞任しております。
4. サンジープ グプタ氏及び大石滋氏は、平成22年6月29日開催の第55回定時株主総会において会社法第2条第15号に定める社外取締役に選任され就任いたしました。
5. 代表取締役籠谷修司氏及び取締役大石滋氏は、平成23年3月31日付で取締役を辞任いたしました。なお、両氏の地位及び担当は辞任時のものであります。
6. 代表取締役常峰仁氏は、平成23年3月31日付で代表取締役社長を辞任し、平成23年4月1日付で取締役会長に就任いたしました。後任として、取締役野口郷司氏が同日付で代表取締役社長に就任いたしました。

7. 当事業年度の末日後の異動は、次のとおりであります。

異動日	氏名	地位	担当
平成23年4月1日	常峰 仁	取締役 会長	
	野口 郷司	代表取締役 社長	最高経営責任者（CEO） （監査部・企業戦略部・ 財務部・経営管理室・ 人事部・信用リスク管理部 管掌） グループ経営・グループ事業 グループ財務・グループ人事 グループ信用リスク管理
平成23年5月1日	野口 郷司	代表取締役 社長	最高経営責任者（CEO） （監査部・企業戦略部・ 財務部・経理部・ 経営管理室・人事部・ 信用リスク管理部 管掌） グループ経営・グループ事業 グループ財務・グループ人事 グループ信用リスク管理

(注) 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	固定報酬 当事業年度支払額	役員退職慰労引当金 当事業年度繰入額	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	27百万円 (100万円)	26百万円 (100万円)	53百万円 (100万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	30百万円 (160万円)	2百万円 (0百万円)	33百万円 (160万円)
合計 (うち社外役員合計)	7名 (2名)	57百万円 (160万円)	29百万円 (0百万円)	86百万円 (160万円)

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、取締役6名及び監査役4名であります。年度末時点で在任する取締役6名及び監査役4名のうち、報酬等支給人数は上記のとおり取締役4名及び監査役3名であります。無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しております。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。  
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。  
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
4. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は7百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者等又は社外役員である場合）

氏名	地位	兼任する法人等	兼任の内容
サンジープ グプタ	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 専務執行役員個人部門長 取締役会長
大石 滋	取締役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 執行役員コンシューマーファイナンス本部長 取締役
竹内 晃	常勤監査役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アルファインベストメント	監査役 監査役 監査役
森川 輝夫	監査役	アルファ債権回収株式会社	常勤監査役
宇都宮 加城	監査役	株式会社アプラス 株式会社新生銀行	監査役 コンプライアンス統轄部次長

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アルファインベストメント及びアルファ債権回収株式会社は株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であります。

#### ② 社外役員の主な活動状況

##### 取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
サンジープ グプタ	取締役	社外取締役に就任した平成22年6月29日から平成23年3月31日までに開催された当社取締役会18回のうち12回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
大石 滋	取締役	社外取締役に就任した平成22年6月29日から平成23年3月31日までに開催された当社取締役会18回のうち18回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成22年4月1日から平成23年3月31日までに開催された当社取締役会24回のうち24回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会14回のうち14回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
森川 輝夫	監査役	平成22年4月1日から平成23年3月31日までに開催された当社取締役会24回のうち24回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会14回のうち14回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
宇都宮 加城	監査役	平成22年4月1日から平成23年3月31日までに開催された当社取締役会24回のうち21回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に関し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。

- (注) 独立役員の確保状況について、株式会社大阪証券取引所の定めに基づき、当社は外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外監査役である森川輝夫氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一名	一円	一円
社外監査役	2名	16百万円	7百万円
社外役員計	2名	16百万円	7百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役2名及び社外監査役3名であります。そのうち、無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

(注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定、さらに平成20年10月31日開催の取締役会において一部改正し、コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加えております。さらに事業持株会社体制への移行に伴い、平成22年3月30日開催の取締役会において事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行っております。

「内部統制規程」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次のとおりであります。

#### ■「内部統制規程」（抜粋）

##### 第1条 （目的）

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

##### 第2条 （取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制）

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。
3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。

2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。

- 第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)  
監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。
- 第9条 (補助使用人の独立性)  
補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- 第10条 (監査役への報告に関する体制)  
監査役は、監査役会の附属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。
2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
  3. 取締役および従業員は監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
- 第11条 (監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)  
監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。
2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
  3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- 第12条 (統制環境・活動)  
取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。
2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。
- 第13条 (反社会的勢力排除に向けた体制)  
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

## 第14条 (遵守)

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思われる場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

### ■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示し、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除すること、ならびに、実施にあたって適正な業務運営を確保しております。また反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等を示した「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するとともに、定期的なモニタリングを行い、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,042,743</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,041,694</b>
現金及び預金	96,405	支払手形及び買掛金	17,341
割賦売掛金	335,351	信用保証買掛金	561,871
信用保証割賦売掛金	561,871	短期借入金	193,800
リース投資資産	1,923	1年以内返済予定の長期借入金	8,131
有価証券	572	短期社債	13,500
繰延税金資産	7,739	リース債務	1,119
金銭の信託	52,293	未払法人税等	377
その他	20,393	預り金	82,383
貸倒引当金	△ 33,807	債権流動化預り金	127,278
<b>固 定 資 産</b>	<b>97,933</b>	賞与引当金	1,311
有形固定資産	8,551	ポイント引当金	753
建物及び構築物	2,643	割賦利益繰延	29,288
土地	5,080	その他	4,538
リース資産	9	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,606</b>
その他	817	長期借入金	4,471
無形固定資産	15,689	リース債務	825
ソフトウェア	11,472	繰延税金負債	140
のれん	4,204	退職給付引当金	711
リース資産	12	役員退職慰労引当金	194
その他	0	利息返還損失引当金	11,702
投資その他の資産	73,692	資産除去債務	124
投資有価証券	66,746	その他	435
その他	6,945	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,060,300</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,140,676</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>80,333</b>
		資本金	15,000
		資本剰余金	63,481
		利益剰余金	1,851
		自己株式	△ 0
		その他の包括利益累計額	△ 29
		その他有価証券評価差額金	△ 29
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>72</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>80,375</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,140,676</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
<b>営 業 収 益</b>		
包括信用購入あっせん収益	11,515	
個別信用購入あっせん収益	9,801	
信用保証収益	15,621	
融資収益	21,847	
金融収益	3,903	
(受取利息)	( 10)	
(その他)	( 3,892)	
その他の営業収益	8,362	71,051
<b>営 業 費 用</b>		
販売費及び一般管理費	60,534	
金融費用	2,967	
(支払利息)	( 1,999)	
(その他)	( 967)	63,501
<b>営 業 利 益</b>		<b>7,549</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
雑収入	75	75
<b>営 業 外 費 用</b>		
減損損失	142	
投資有価証券評価損	90	
固定資産除却損	68	
雑損	12	313
<b>経 常 利 益</b>		<b>7,311</b>
<b>特 別 損 失</b>		
貸倒引当金繰入額	1,637	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	66	1,703
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,608</b>
法人税、住民税及び事業税		58
法人税等調整額		2,314
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>3,235</b>
<b>少 数 株 主 利 益</b>		<b>11</b>
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,224</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	15,000	63,552	△ 1,372	△ 17	77,163
連結会計年度中の変動額					
自己株式の消却		△ 71		71	—
当 期 純 利 益			3,224		3,224
自己株式の取得				△ 53	△ 53
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 71	3,224	17	3,170
平成23年3月31日残高	15,000	63,481	1,851	△ 0	80,333

	その他の包括 利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金		
	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	10	61	77,234
連結会計年度中の変動額			
自己株式の消却			—
当 期 純 利 益			3,224
自己株式の取得			△ 53
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 40	10	△ 29
連結会計年度中の変動額合計	△ 40	10	3,140
平成23年3月31日残高	△ 29	72	80,375

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 9社
- (2) 主要な連結子会社の名称… 株式会社アプラス  
株式会社アプラスパーソナルローン  
全日信販株式会社  
アルファ債権回収株式会社
- (3) 非連結子会社はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。

### 3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券
  - その他有価証券
    - ア. 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
    - イ. 時価のないもの… 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
主として、定率法を採用しております。  
ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
ア. 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法を採用しております。  
イ. のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。  
なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は99,834百万円であります。



- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ ポイント引当金  
ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金および前払年金費用  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
前払年金費用（3,201百万円）は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金  
役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ⑥ 利息返還損失引当金  
将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益の計上基準  
営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。
- ア. アドオン方式契約  
包括信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法  
個別信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法  
信用保証 … 7・8分法により計上する方法  
(保証料契約時一括受領)  
信用保証 … 定額法により計上する方法  
(保証料分割受領)
- イ. 残債方式契約  
包括信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法  
個別信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法  
信用保証 … 残債方式により計上する方法  
(保証料分割受領)  
融 資 … 残債方式により計上する方法
- (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。
1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
  2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。
  3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数 of 積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
  4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利スワップ取引を実施しております。

有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益は12百万円、経常利益は2百万円それぞれ増加し、税金等調整前当期純利益は63百万円減少しております。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金 60百万円

2. 割賦売掛金を流動化した残高

個別信用購入あっせん債権 53,614百万円

3. 有価証券は、信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。

4. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 5,237百万円

6. 保証債務残高

融資保証残高 26,768百万円

従業員借入金保証残高 198百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益

個別信用購入あっせん収益 501百万円

2. 貸倒引当金繰入額（特別損失）

東日本大震災に起因する債権の貸倒の損失に備えるための積増額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 1,524,211,152株  
第一回B種優先株式 2,500,000株  
D種優先株式 8,500,000株  
G種優先株式 13,000,000株  
H種優先株式 32,250,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行、債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。  
また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。  
当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。  
当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たった定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成23年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が1,025百万円、負債の時価が8百万円減少し、10ベーシス・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が1,031百万円、負債の時価が8百万円増加するものと把握しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	96,405	96,405	—
(2) 割賦売掛金	335,351		
貸倒引当金 (*1)	△ 22,352		
割賦利益繰延 (*2)	△ 12,574		
	300,424	326,650	26,226
(3) 金銭の信託	52,293	54,232	1,938
(4) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	67,097	67,097	—
資産計	516,221	544,386	28,164
(1) 支払手形及び買掛金	17,341	17,341	—
(2) 短期借入金	193,800	193,800	—
(3) 短期社債	13,500	13,500	—
(4) 債権流動化預り金および預り金	209,661	209,661	—
(5) 長期借入金	12,603	12,744	141
負債計	446,906	447,047	141

(\*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

(\*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は△5,288百万円であり、ただし、前受保証料21,606百万円を割賦利益繰延として計上しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

##### (3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

- (4) 有価証券および投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、信託受益権は見積キャッシュ・フローの現在価値または取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期社債  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 債権流動化預り金および預り金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金  
元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

#### 債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額184百万円）ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額37百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

#### (企業結合等に関する注記)

##### 共通支配下の取引等

1. 会社分割の目的  
経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織作りが急務であると考え、事業持株会社体制の採用により、新たな体制へ移行したものであります。
2. 会社分割日  
平成22年4月1日
3. 会社分割の方法  
当社を分割会社とし、株式会社アプラス（旧会社名株式会社アプラスクレジット）および株式会社アプラスパーソナルローンを承継会社とする吸収分割であります。
4. 株式の割当  
株式会社アプラスが発行する普通株式1株および株式会社アプラスパーソナルローンが発行する普通株式1株は、すべて当社に対して割当交付しております。
5. 会計処理の概要  
企業結合会計上、本分割は共通支配下の取引に該当いたします。

6. 分割した事業、資産および負債

(承継会社①) 株式会社アプラス

ショッピングクレジット事業、カード事業、決済事業等

(資産の部)

流動資産 912,430百万円

固定資産 38,648百万円

資産合計 951,078百万円

(負債の部)

流動負債 870,357百万円

固定負債 25,720百万円

負債合計 896,078百万円

(承継会社②) 株式会社アプラスパーソナルローン

消費者金融事業等

(資産の部)

流動資産 52,572百万円

固定資産 40,836百万円

資産合計 93,408百万円

(負債の部)

流動負債 80,105百万円

固定負債 3,303百万円

負債合計 83,408百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 △20円16銭

1株当たり当期純利益 2円35銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社 アプラスフィナンシャル  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 塚 雅 博 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>80,496</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>76,599</b>
現金及び預金	3,103	信用保証買掛金	65,084
信用保証割賦売掛金	65,084	未払金	11,253
未収入金	12,538	未払法人税等	75
その他	1,130	預り金	185
貸倒引当金	△ 1,360	<b>固 定 負 債</b>	<b>95</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>66,132</b>	役員退職慰労引当金	95
投資その他の資産	66,132	<b>負 債 合 計</b>	<b>76,694</b>
関係会社株式	66,087	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	45	<b>株 主 資 本</b>	<b>69,935</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>146,629</b>	資本金	15,000
		資本剰余金	63,500
		資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	59,750
		利益剰余金	△ 8,564
		その他利益剰余金	△ 8,564
		繰越利益剰余金	△ 8,564
		自己株式	△ 0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>69,935</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>146,629</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
<b>営 業 収 益</b>		
信 用 保 証 収 益	879	
金 融 収 益	0	
(受 取 利 息)	( 0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	91	970
<b>営 業 費 用</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,711	
金 融 費 用	44	
(支 払 利 息)	( 44)	1,756
<b>営 業 損 失</b>		<b>785</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
雑 収 入	0	0
<b>営 業 外 費 用</b>		
社 債 発 行 費 償 却	2	
雑 損 失	0	2
<b>経 常 損 失</b>		<b>786</b>
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>786</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△ 13
法 人 税 等 調 整 額		9,580
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>10,353</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成22年3月31日残高	百万円 15,000	百万円 3,750	百万円 59,822	百万円 63,572	百万円 1,789	百万円 △ 17	百万円 80,343
事業年度中の変動額							
自己株式の消却			△ 71	△ 71		71	—
当期純損失					△10,353		△10,353
自己株式の取得						△ 53	△ 53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 71	△ 71	△10,353	17	△10,407
平成23年3月31日残高	15,000	3,750	59,750	63,500	△ 8,564	△ 0	69,935

	評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純資産合計
平成22年3月31日残高	百万円 44	百万円 80,387
事業年度中の変動額		
自己株式の消却		—
当期純損失		△10,353
自己株式の取得		△ 53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 44	△ 44
事業年度中の変動額合計	△ 44	△10,452
平成23年3月31日残高	—	69,935

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有 価 証 券  
子 会 社 株 式…移動平均法による原価法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法
  - 社債発行費  
社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。  
なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,514百万円であります。
  - (2) 役員退職慰労引当金  
役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
4. 収益の計上基準  
営業収益の計上は、期日到来基準とし、残債方式により計上する方法によっております。なお、一時的収入としての性格が強い、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。  
また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
6. 会計処理方法の変更
  - 企業結合に関する会計基準等の適用  
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権・債務

金 銭 債 権	15,398百万円
金 銭 債 務	11,250百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営 業 取 引 高	
営 業 収 益	81百万円
営 業 費 用	262百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普 通 株 式 1,724株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アプラス	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託	—	百万円 —	未収入金	百万円 12,312
				—	—	未払金	11,040

取引条件および取引条件の決定方針等

集金業務委託等にかかる未収入金ならびに金融機関への支払および業務委託費にかかる未払金であります。業務委託費については、当社と取引基本契約を締結している㈱アプラスとの間で合理的に算出し、決定しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

共通支配下の取引等の内容は、連結計算書類における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△26円96銭
1株当たり当期純損失	7円54銭

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社 アプラスフィナンシャル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥津 佳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 竹内 晃 ㊟

監査役 佐藤 義昭 ㊟

監査役 森川 輝夫 ㊟

監査役 宇都宮 加城 ㊟

(注) 常勤監査役竹内晃、監査役森川輝夫、監査役宇都宮加城は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を損失の処理に充てるため、繰越利益剰余金に振り替える処理をいたしたいと存じます。

1. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,564,833,658円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,564,833,658円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成22年10月29日にその発行済株式数のすべてを消却した第一回C種優先株式については、関係条文を削除するほか所要の変更を行い、第一回B種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。

(現行定款第12条の2削除、変更定款案第7条、第12条の2乃至第12条の5)

- (2) 今後のD種優先株式の取得請求権の行使があった場合の普通株式の交付に備えるため、普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。

(変更定款案第7条)

- (3) 上記(1)及び(2)の発行可能種類株式総数の変更に合わせて発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(変更定款案第6条)



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,571,750,000株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,970,250,000株</u> とする。
第 7 条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については <u>3,493,000,000株</u> 2. B種優先株式については <u>10,000,000株</u> 3. <u>C種優先株式</u> については <u>15,000,000株</u> 4. <u>D種優先株式</u> については 8,500,000株 5. <u>G種優先株式</u> については 13,000,000株 6. <u>H種優先株式</u> については 32,250,000株	第 7 条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については <u>3,914,000,000株</u> 2. B種優先株式については <u>2,500,000株</u> (削除) 3. <u>D種優先株式</u> については 8,500,000株 4. <u>G種優先株式</u> については 13,000,000株 5. <u>H種優先株式</u> については 32,250,000株

現行定款	変更定款案
<b>第2章の2 優先株式</b>	<b>第2章の2 優先株式</b>
<u>第12条の2 (C種優先株式)</u>	<u>(削除)</u>
<p>第12条の<u>3</u> (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、<u>C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者</u>、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p>	<p>第12条の<u>2</u> (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p>

現行定款	変更定款案
<p>第12条の4 (G種優先株式) (省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、<u>C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>第12条の3 (G種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条の5 (H種優先株式) (省略)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、<u>C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>第12条の4 (H種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条の<u>6</u> (優先順位)  <u>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>第12条の<u>5</u> (優先順位)  D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本年3月の取締役籠谷修司氏及び大石滋氏の辞任により4名となった取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	のぐち さとし 野口 郷司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成15年7月 同行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 平成17年3月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 平成19年1月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長グループ財務担当 平成23年4月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営・グループ事業・グループ財務・グループ人事・グループ信用リスク管理担当 平成23年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス代表取締役社長 社長執行役員最高経営責任者（CEO） 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長最高経営責任者（CEO）	普通株式 25,000株
※2	わた なべ まさ はる 渡邊 昌治 (昭和33年3月17日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成14年5月 同行I B業務管理部部長 平成16年4月 同行I B業務管理部部長 平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長 平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー 平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事担当 平成22年12月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス副社長執行役員管理部門長 株式会社アプラスパーソナルローン副社長執行役員	普通株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
※ 3	おく だ しょう いち 奥 田 正 一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 当社企業戦略部長 平成18年6月 当社関西営業部長 平成19年1月 当社商品部長 平成19年6月 当社執行役員商品部長 平成20年5月 当社執行役員マーケティング部 門副部長兼ハウジングファイ ナンス部長 平成21年9月 当社執行役員マーケティング本 部長兼個人ファイナンス部長 平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マー ケティング本部長兼個人ファイ ナンス部長 平成22年7月 株式会社アプラス執行役員最高 事業責任者 (CBO) 事業部門担 当個人ファイナンス部長 平成23年2月 株式会社アプラス執行役員最高 事業責任者 (CBO) 事業部門企 画担当 平成23年5月 株式会社アプラス執行役員事業 部門長事業部門企画担当 (現任)	普通株式 27,000株
4	サンジープ グプタ (昭和35年5月16日生)	昭和59年7月 中央クーパース・アンド・ライ ブランド国際税務事務所 (東 京) マネジャー 平成元年5月 シティバンクNA (東京) 入行 インスティテューショナルグ ループ チーフオブスタッフ 平成5年7月 シティバンクNA (東京) ヴァ イス・プレジデント 平成12年7月 株式会社新生銀行入行経営管理 部長 平成18年10月 同行グループ経営管理統轄部長 平成19年8月 同行グループフィナンシャルコ ントローラー兼グループ経営管 理統轄部長 平成20年6月 同行個人部門最高執行責任者兼 コンシューマーファイナンス本 部長 平成21年1月 同行専務執行役員個人部門長 平成22年6月 同行専務執行役員個人部門長 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※5	なんこういん まさゆき 南光院 誠之 (昭和35年8月21日生)	昭和59年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成20年9月 同行関連企業室長 平成21年3月 同行コンシューマーファイナンス本部部長 平成21年3月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社(現新生フィナンシャル株式会社) 監査役(現任) 平成23年4月 株式会社新生銀行コンシューマーファイナンス本部部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社新生銀行コンシューマーファイナンス本部部長 新生フィナンシャル株式会社監査役	普通株式 0株
※6	うめだしょうた 梅田 正太 (昭和38年12月24日生)	平成11年12月 GEコンシューマー・クレジット株式会社取締役 平成13年11月 株式会社ニッセンクラブ代表取締役 平成15年7月 GEコンシューマー・クレジット有限会社代表取締役 平成15年10月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社専務取締役 平成20年9月 同社代表取締役社長 平成21年1月 GE Moneyファイナンス株式会社取締役 平成21年4月 新生フィナンシャル株式会社(旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社)代表取締役社長パーソナルローン事業部ビジネスリーダー 平成21年4月 新生カード株式会社(旧GE Moneyファイナンス株式会社)取締役(現任) 平成21年5月 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年6月 シンキ株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。  
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

候補者梅田正太氏は、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は消費者金融に関する事業において、当社グループと競業関係にあります。

3. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、その子会社であるシンキ株式会社及び新生カード株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。



4. 取締役候補者サンジープ グブタ氏、南光院誠之氏及び梅田正太氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について  
 サンジープ グブタ氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行において専務執行役員個人部門長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。  
 南光院誠之氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行においてコンシューマーファイナンス本部長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。  
 梅田正太氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社において代表取締役社長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また新生フィナンシャル株式会社との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。
6. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員4名は任期満了となります。  
 つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。  
 なお、本件につきましては予め監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たけうち あきら 竹内 晃 (昭和33年3月16日生)	昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成16年10月 同行融資部長 平成17年5月 同行ローンマネージメントユニットユニット長 平成17年10月 同行ビジネスソリューションユニットユニット長 平成18年5月 同行プライオリティビジネスユニット2ユニット長 平成19年12月 同行ビジネスプロモーションユニット4ユニット長 平成20年6月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※2	さとう まさき 佐藤正樹 (昭和30年10月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員営業推進部長 平成17年10月 当社常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員最高営業責任者(CSO)営業部門担当 平成22年4月 当社取締役グループ営業・グループマーケティング担当 平成22年7月 当社取締役グループ管理担当 平成23年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役常務執行役員 株式会社アプラスパーソナルローン取締役	普通株式 33,500株
3	うつのみや ますき 宇都宮加城 (昭和39年3月23日生)	昭和63年4月 山一証券株式会社入社 平成3年3月 株式会社常陽銀行入行 平成13年8月 株式会社新生銀行入行アセットマネジメントサービス部次長 平成15年4月 同行リテール業務管理部次長 平成15年11月 同行リテール業務管理部業務管理担当次長 平成16年4月 同行リテール業務部業務管理担当次長 平成18年5月 同行エクセレンス・イン・バンキング部次長 平成18年9月 同行リテールコンプライアンス部次長 平成19年3月 同行コンプライアンス統轄部次長(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行コンプライアンス統轄部次長	普通株式 0株
※4	かとう ふみひと 加藤文人 (昭和48年10月16日生)	平成10年 司法修習修了(第50期) 平成10年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)大阪弁護士会入会 三宅法律事務所入所 平成17年10月 関西大学法科大学院講師 平成18年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任(現任) 平成20年4月 同志社大学法科大学院講師	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。  
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 各監査役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。  
4. 監査役候補者竹内晃氏、宇都宮加城氏及び加藤文人氏は社外監査役候補者であります。  
5. 社外監査役候補者の選任理由について  
竹内晃氏につきましては、当社の親会社である新生フィナンシャル株式

会社の親会社である株式会社新生銀行においてビジネスプロモーションユニット4ユニット長他法人営業を中心とした業務を執行されてきており、専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。

宇都宮加城氏につきましては、現在、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の親会社である株式会社新生銀行においてコンプライアンス統轄部長として業務を執行されており、専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。

加藤文人氏につきましては、平成10年4月に弁護士登録後、弁護士法人三宅法律事務所において弁護士として業務を執行されており、専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社大阪証券取引所の定めにに基づく独立役員候補者であります。

6. なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

#### 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします常峰仁氏、佐藤正樹氏及び監査役を退任いたします佐藤義昭氏、森川輝夫氏に対し、在任中の労に報いるため、また、本年3月に取締役を辞任いたしました籠谷修司氏につきましては、過去の取締役在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、当該基準によって算定される額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

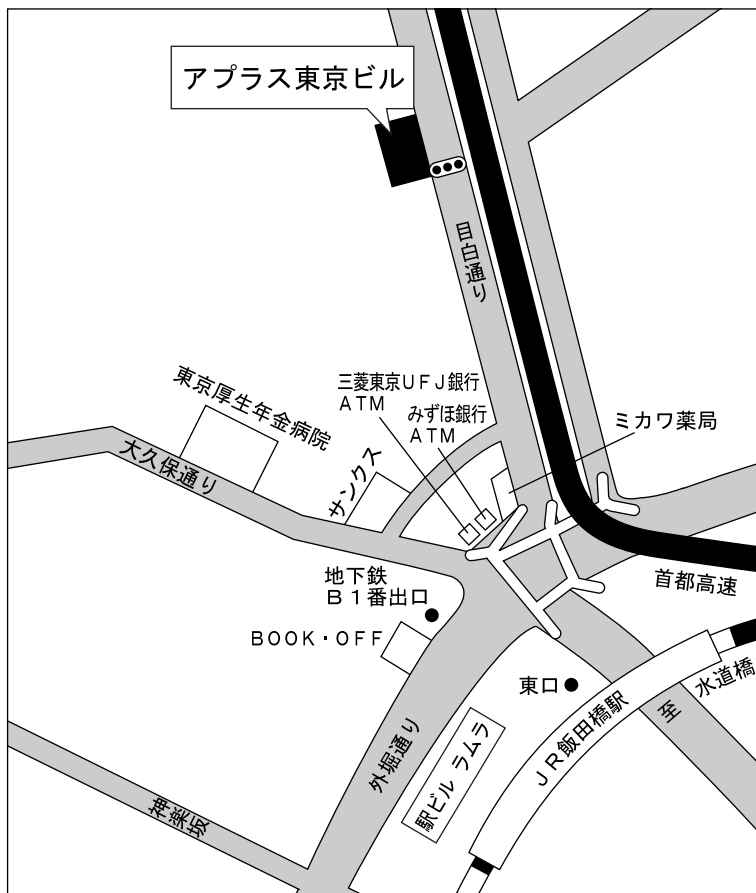
氏名	略歴	
常峰仁	平成21年6月 平成23年4月	当社代表取締役社長 当社取締役会長 現在に至る
佐藤正樹	平成18年6月	当社取締役 現在に至る
佐藤義昭	平成16年6月 平成22年4月	当社常勤監査役 当社監査役 現在に至る
森川輝夫	平成16年6月 平成17年12月	当社常勤監査役 当社監査役 現在に至る
籠谷修司	平成19年3月 平成23年3月	当社代表取締役副社長 当社代表取締役副社長 辞任

以上

# 株主総会会場ご案内図

昨年 の 定時株主総会会場とは異なりますのでご注意ください。

会場 東京都新宿区新小川町4番1号  
アプラス東京ビル 地下会議室



東京メトロ	東西線・有楽町線・南北線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約3分)
都営地下鉄	大江戸線	飯田橋駅	(B1出口より徒歩約3分)
J R	総武線	飯田橋駅	(東口出口より徒歩約5分)

※会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。